

武蔵野市子どもプラン推進地域協議会（令和7年度第2回）会議要録

日時	令和8年2月2日（月） 午後6時～8時
場所	対策本部室
出席者	箕輪会長、荻上副会長、佐々木委員、加藤委員、西巻委員、本郷委員、鈴木委員、五十嵐委員、小山委員、木村委員、鳥居委員、横山委員、杉浦委員、上澤委員、金守委員、小林委員、木暮委員、戸塚委員 （欠席：佐藤委員、土屋委員）
事務局	子ども家庭部長、教育部長、子ども子育て支援課長、子ども家庭支援センター担当課長、子ども育成課長、保育施策調整担当課長、教育企画課長、統括指導主事、武蔵野市子ども協会事務局長ほか

議 題

1 第六次子どもプラン武蔵野の評価について

【こども子育て支援課長】

資料1に基づいて説明

【委員】

この協議会だけの評価だけではなくて、計画実施に関する機関、部署との間のやりとり等もあるのかなと思ったのですが、担当部署等による自己評価の機会はあるのでしょうか。

【子ども子育て支援課長】

まずは6月から7月の期間で担当部署がこの評価シートに基づいて自己評価を行います。その自己評価について委員から評価をいただきます。

協議会では、委員からの質問に対して担当部署が回答するなどして理解を深めさせていただき、その評価の結果を次年度以降の予算や今後の施策に反映していきます。

【委員】

子どもプランの評価について、例えとして、子どもの権利条例の認知度を基準値に対して何パーセントと記載するということですが、経験的に調べる方法によって数字は変わっていると思います。母集団が何なのか、どういう方法で調べたのかとか、そうしたものは毎年決まった方法があるのでしょうか。

【子ども子育て支援課長】

この子どもの権利条例の認知度に記載する数値は、例えば、イベント等の参加者のうち、アンケートに協力いただいた方の中の認知度という形になると思います。

そのため、母集団によって数値が異なるということはあると思うのですが、ある程度、市民の皆様が客観的に捉えられるような定量指標を定めることもまずは大事だと思っています。

今までそういった定量的な指標となる調査を子ども分野においてはそれほど行ってきませんでしたので、今後は意識をして定量的な調査結果をアンケート等を通じて把握するように心がけ、母集団等にばらつきがないように定期的にとることなどを考えていく必要があると思っています。

【委員】

自分から回答する人と、渋々回答する人で全然性質が違ってしまいうというのは経験上あるので、数字の背景みたいところを随時書いていくと、データの信憑性が上がり、より精度のある数字になっていくと思うので、ご提案しました。

【委員】

定量的な評価は、行政施策の評価上はすごく大事なポイントだと思いつつも、どうしても定量的に把握できるということ自体がいろいろな意味で制約があったり、何らかの数字を作るために一定の条件の中で作らないと数字にならないところも多々あると思います。

定量的な評価だけではなく、定性的な部分や実際に数字では捉えにくいところも、なんらかの評価の中では大切にしていけるといいかなと思いました。例えば、定性的なことも付加できるようなシートの改善なども含めてご検討いただけるといいかなと思います。

【子ども子育て支援課長】

今回、定量的な評価を入れたのは、市民の皆様に施策のフィードバックをする必要があると考えたためです。

ただ、ご指摘のとおり、子ども施策は数字だけでは表されないような効果であったり、また改善が必要な部分であったりというのを担当部署は把握しておりますので、表の下の方の「実績」というところに、それぞれの施策の現在の進捗状況に定性的な評価も含めて書き表すようにしていきたいと考えております。

2 こども誰でも通園制度について

【子ども育成課長】

資料2に基づいて説明

【委員】

今回手を挙げていただいている事業所の中から、土曜日、日曜日、祝日等の開設というのはあるのでしょうか。

【子ども育成課長】

基本的には平日にこども誰でも通園制度を実施する予定と伺っておりますので、土日については、誰でも通園制度に関しては今のところ4月の段階では準備はない予定になっております。

ただ、平日におきましては、祝日であっても対応する予定というところで、現状、申請を受け付けております。

【委員】

2点お伺いします。まず、今いただいている施設からの新たな質問とか要望、特に武蔵野市内から出ているものはあるのか。

そして、もう一点が、配慮が必要な方への対応を今後どう考えているのか。前回の協議会でも出ていたと思いますけれども、その続きをお聞かせ願えればと思います。

【子ども育成課長】

まず、障害の有無にかかわらず、何かしら支援が必要な方というのは確かにいらっしゃいます。現状、一次保育についても、そういった方の受け入れをお願いしておりまして、こども誰でも通園制度に関しても基本的には受け入れていく方向で考えております。

ただ、医療的ケア児という、保育において医療的ケアが必要な子どもについては、現状、市立保育園のみで実施しておりまして、今回、対象施設としては手を挙げておりません。

また、誰でも通園制度という、制度の特性上、急にスポット的に使いたいといったときに、基本的には医療的ケア児の受け入れに当たっては、今、訪問看護の対応を入れているんですけれども、そういった準備がなかなか難しい現状もございます。

医療的ケア児については、4月の段階では受け入れ予定はありませんが、それ以外に支援が必要な子

どもについては、基本的には受け入れる方針でございます。

施設からの要望については、そういったときにどこまで受ければいいのかというご質問をいただいております。もしどうしても受け入れが困難な場合というのは、最終的に市と協議して受け入れるというのがこども誰でも通園制度の制度設計になりますので、そこは相談をさせていただきながら受け入れていくことになるのかなと思っております。

【委員】

定員について、算定基準のようなものがあるのでしょうか。もちろん、認可申請を受けて、認可基準の中で恐らく算定されるんだとは思いますが、この定員というのは、一方で保育士不足が言われている中で、なおかつ、この対象が乳幼児ということもあって、手がかかる、あるいは、配慮を要するという子どもたちだとすると、この定員の算定基準というのはどういう形で行われているのか教えていただきたい。

【子ども育成課長】

各施設の定員の算定基準については、現在実施している「多様な他者との関わりの機会を創出する事業」をベースに、各施設で、一定の面積の中で保育士の方を確保して対応していただいております。

基本的には実績、対応できる人数という考え方をもとに、定員を算出していただいております。

【委員】

保育士の資格を持った方を新たな形で対応者として採用しているということなんですか。保育士以外、その資格を持っている方以外でも臨時的な形で対応することが可能な制度なんですか。

【子ども育成課長】

基本的には、保育士の資格を持っている方が望ましいんですけども、こども誰でも通園制度の制度設計では、国は、必要な研修を受けた方も誰でも通園制度で保育士に準じて対応することができるというふうになっております。そのため、必ずしも全員が保育士の資格を持っているわけではございません。

【委員】

そうすると、何か事故等があったときに、事故に対する責任の所在というのは、これは市のほうでも負うのでしょうか。

何らかの形で保育士以外の方、研修を受けた方が対応するというのであれば、責任の所在ということに関しては難しい問題も生ずるのかなと思いました。事故があったときの責任の所在に関しては、市が責任を負う形になるのか、それとも、保育園等の責任という形になるのでしょうか。

【子ども育成課長】

事故の内容によるかとは思いますが、明らかに園のほうで瑕疵があって事故が起きた場合には、園のほうで負う責任は大きくなるかもしれないんですが、この事業自体が委託という形で事業が行われますので、市が最終的な実施者としての責任は免れないのではないかと考えております。

【委員】

前回以降に国の法定価格が一定示され、初回対応加算がつけられたり、令和7年度よりも基本分単価が、若干上がったという点では、非常に前進かなとは思いますが、ただ、地域の、しかも乳児を基本とした低年齢のお子さんたちを預かるという点では、安全・安心を担保するという点を考慮すると、認可保育園等々でも非常に入所時の事故の多い年齢でもありますし、あと、慣れない場所に来て、子どもたちが安心できるかどうかというところでは、非常に経験や高いスキルが求められる事業ではあると思うので、そういった点を担保する上では、時間単価という考え方そもそもが見合っているのかと思います。

やはり経験のある一定のベテランの方を安定して雇用できるということを考えると、こうした利用に応じて単価が決まるという形ではなく、安定した財源の裏づけができるような仕組みが必要なのではな

いかなと思いますし、単価自体も十分ではないのではないかなというふうに思います。この点は国が基本決めることなので、引き続き、国に対して要望もしていきたいと思いますし、市としても国に対しての要望をぜひお願いをしたいなと思っております。

また、利用定員についてなんですけれども、利用定員については、2歳児の数が多く、0、1歳が少ないかなと思ってはいますが、これは、これまでの多様な他者との事業の経験、実績に基づいて各施設が判断した定員ということなので、そこをどう調整するかという議論よりも、先ほど来申し上げている安全・安心が担保できる基準として考えて、各施設がそこを優先させるということを前提とした判断に委ねていいのではないかなと思っています。

ただ、各施設も誰でも通園制度ということで実施するのは初めてなので、まだ国からも示されていない部分もあるということですので、どんな形になるのかという見通しが十分持てているとは思えないので、ぜひ各施設での実施状況や、実施しての課題等々を何かしらの形で、市民やこれから利用するかもしれない施設、関係施設に共有していただいて、共に改善について考えていけるような取組もぜひ要望したいと思っております。

【子ども育成課長】

まず、1点目の国に対する要望というところでは、ご指摘のとおり、国が制度設計をしているというところなので、我々としては国に必要な要望については引き続き伝えながら、制度の改善に努めていきたいと思っております。

2つ目の定員の話ですけれども、確かに今のところ、どちらかというとも0、1、2歳が枠としては少ないというのが一番最初に始めるときの体制になっていくのかなというふうに考えております。保護者のニーズとの兼ね合いもございますので、今後、事業を実施しながら、その施設の整備については対応していきたいと思っております。

また、こちらの事業そのものが両面あると思っています。1つは、実際に事業を実施する園の安全。あとは、人の体制を確保した上で事業を実施していくという面、あと、保護者と子どもの側からすると、家庭保育をしている方で、地域に出ていろいろな人と関わって、子どもの育ちをみんなで見守っていくという面もございますので、施設、保護者、子ども、それぞれの立場を我々としては大事にしながら事業を実施していきたいと思っております。

【委員】

まだ国のほうで決まっていないことがいろいろありますので、市のほうであまり細かく決め込まないで、とりあえず走らせていただきながら整備していくというように、委員の皆様にはご理解いただきたいところです。

それから、0、1歳と2歳からというのは保育環境が全く変わってまいります。そういった意味で、0、1歳は本当に慎重に子どもの安全ということがより一層求められる部分になりますので、そのあたりはそれぞれの事業所で進めさせていただきながら、本園の場合は2歳からというふうにさせていただいております。環境を整備し、先行的に都の事業としてやってきましたので、そこを見ていただきながら、評価をいただければありがたいと思っているところです。

【会長】

資料の地図を見たときに、東側が、一時保育も「多様な他者との関わりの機会の創出事業」についても、少し園が少ないのかなと思うんですけれども、今後参入していきたいという園は、東側のほうにもありますでしょうか。

【子ども育成課長】

東側のほうにも一部あるのですけれども、マップを見ていただくとおり、全体的に均等な形で手が挙がっているわけではないので、一定偏りはあるのかなとは思いますが。

先ほどの資料の中でもあったのですけれども、実際、プロポーザルを今後する予定なんです、その中で、地域特性であるとか、先ほどの年齢の話であるとか、そういった全体の要素を見ながら、プロポーザルの選定は考えていきたいと思っています。

【会長】

もちろん、どんどんやればいいという話でもないんですけれども、一方で、少しでも、時々でもいいからお子さんを通わせて、いろいろな子と触れ合わせたいという考えのお家の方もいらっしゃると思うので、そのあたりのニーズと、また施設の状況のバランスを見ながら考えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

報告事項

1 武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会 審議経過に関する説明会について

【教育企画課長】

報告資料1に基づいて説明

2 『武蔵野市の未来の学校づくり』リーフレットについて

【教育企画課長】

報告資料2に基づいて説明

3 武蔵野市立中学校部活動の取組紹介について

【指導課 統括指導主事】

報告資料3に基づいて説明

4 武蔵野市開かれた学校づくり協議会リーフレット

【指導課 統括指導主事】

報告資料4に基づいて説明

5 第五中学校チャレンジクラスの開設について

【教育部長】

報告資料5に基づいて説明

(報告事項1～5について質疑なし)

その他

次回の会議は、令和8年度秋頃に開催することとなった。